

《平成 29 年度 秋葉区自治協議会提案事業》

課題解決きらめきサポートプロジェクト 募集要項

秋葉区自治協議会では、地域課題の解決に向けた区自治協議会提案事業を行っています。

今年度も「課題解決きらめきサポートプロジェクト」と題し、「きらめく秋葉区」に向けたまちづくりのために、地域コミュニティの活性化や福祉、防災、文化振興など、様々な地域課題の解決につながる取り組みを、地域団体と協働で実施します。

新潟市秋葉区自治協議会

1 内容

(1) 対象事業（要件）

区内に主たる活動拠点を有する非営利のグループ・団体等（法人含む）が行う事業で、下記の①から④のいずれにも該当するもの（個人での応募はご遠慮ください。）

- ① 平成 29 年 10 月 1 日（日）～平成 30 年 3 月 18 日（日）に、秋葉区内で開催するもので、市民力、地域力を生かし、地域課題の解決につながる事業
- ② 自治協議会と協働で実施できるもの。
- ③ 政治、宗教などに関する活動や、公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと。
- ④ 他の補助金等を受けていないもの。

【プロジェクト例】

地域の宝探し、まちあるき、伝統芸能、音楽、ワークショップ、空き家・空き店舗を活用したもの、文化交流イベント、清掃・防犯・防災活動など

(2) 事業額・採択数

総事業費 120 万円（採択数未定）

(3) 対象経費等

事業に直接要するもので、必要最低限の経費を対象とします。ただし次の経費を除きます。

- ① 事務所等を維持管理するための経費
- ② 食糧費（健康管理上、必要なものなど自治協議会が認めるものは除く）
- ③ 実施団体の構成員に対する謝礼金やそれに準じるもの
- ④ 単価 3 万円（税込）を超える物品（以下「備品」という）の購入費
- ⑤ その他、事業に直接関係ないと新潟市が認める経費

【注意点】

- ・ 交付決定日以降に支払う経費が補助対象となります。
- ・ 支払額は提出された申請書などを審査したうえで決定します。希望する金額について全額支出できない場合がありますのでご了承ください。

2 応募方法

(1) 説明会

説明会への参加は、応募の条件となります。

- 日時 平成 29 年 8 月 28 日（月）午後 7 時～
- 会場 新津地域交流センター 301 研修室
- 申込 説明会への参加をご希望の方は、
8 月 21 日（月）までに、下記まで FAX かメールでお申し込みください。

(2) 申請書類

- ① 事業提案書
- ② 応募団体 構成員名簿
- ③ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- ④ 団体の実績を示す書類など【任意】

【その他】

- ・ ①～④の書類については、新潟市秋葉区ホームページに掲載しています。ダウンロード可。また、秋葉区地域課でも配布しています。（上記、説明会でも配布します。）
- ・ 以前に各種団体から補助金（助成金）を受け、実施したことのある団体等は、そのときの様子ができる資料も提出してください。
- ・ 収支予算書は、報償費や使用料を支払う相手方や購入する消耗品の内容や数量、単価などについてもお書きください。未定の場合はその旨お書きください。
- ・ 申請書等の書き方で、不明な点があればお問い合わせください。

(3) 応募締切

平成 29 年 8 月 31 日（木） 午後 5 時 30 分 必着

※下記まで郵送、メールまたは直接ご提出ください。

(4) 申込・応募先

〒 956-8601（郵送の場合は住所の記載は必要ありません。）
新潟市秋葉区程島 2009 番地 秋葉区地域課企画係内（区役所 3 階 36 番窓口）
秋葉区自治協議会「きらめきサポートプロジェクト」係
FAX : 0250-22-0228
E-mail chiiki.a@city.niigata.lg.jp

3 審査

(1) 審査基準

採点項目	評価のポイント
方向性	「きらめきサポートプロジェクト」の対象要件に合致した事業で、地域課題の解決につながる事業になっているか。
実現性 期待性	組織体制、事業内容、スケジュール、予算は具体的に計画されていて、事業効果が期待できる事業になっているか。
地域性	地域住民が主体となって取り組み、地域性を生かした事業になっているか。
継続性	次年度以降も継続して取り組める内容になっているか。または、効果が継続して表れる事業になっているか。

(2) 審査方法

上記審査基準に基づき、一次審査（書類選考）、二次審査（プレゼンテーション）を実施します。

(3) 審査員

秋葉区自治協議会で審査します。

4 スケジュール

平成 29 年 8 月 6 日（日）	募集開始 (秋葉区役所だより・HP 掲載・チラシ配布)
平成 29 年 8 月 21 日（月）	説明会申込締切
平成 29 年 8 月 28 日（月） 午後 7 時～	説明会開催(新津地域交流センター 301 研修室) ※説明会への参加は応募の条件となります。
平成 29 年 8 月 31 日（木）	応募締め切り
平成 29 年 9 月 1 日（金）	一次審査（書類選考）結果通知送付
平成 29 年 9 月 8 日（金） 午後 7 時～	二次審査（プレゼンテーション）実施 (新津地域交流センター 301 研修室) ※一次審査通過者にご参加いただきます。
平成 29 年 9 月 13 日（水）	二次審査結果通知発送
平成 29 年 10 月 1 日（日）～ 平成 30 年 3 月 18 日（日）	事業実施
平成 30 年 3 月 28 日（水）	第 12 回自治協議会本会議：結果報告

5 注意事項

(1) 採択の取り消し

応募者が次のいずれかの事由に該当すると認められるときは、採択を取り消します。

- ① 虚偽や、その他不正の手段により採択を受けたとき
- ② 決定内容、またはこれに付した条件に違反したとき

(2) 採択事業にかかる経費の支出

対象経費の支出については、秋葉区自治協議会の事務局である新潟市が行います。事業実施にかかるその他の経費については、応募者負担とし、応募者が支払いを行ってください。

6 事業完了後に関する事項

(1) 報告書の提出

事業終了後、すみやかに報告書の提出をお願いします。報告書の書式は、採択時にお送りいたします。

(2) 第12回秋葉区自治協議会への参加

平成30年3月28日（水）に開催する秋葉区自治協議会で、当事業の結果報告をしますので、ご参加ください。

7 お問い合わせ先

新潟市 秋葉区自治協議会（事務局：秋葉区地域課企画係）

TEL：0250-25-5672

FAX：0250-22-0228

E-mail chiiki.a@city.niigata.lg.jp